令和８年（フ）第７７１２号
東京都練馬区関町北１丁目23―17―1002
債務者　沓沢　颯希
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１６号
東京都町田市金井６丁目45―18―201
債務者　足立　芳美（旧姓狩野）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２５号
東京都板橋区高島平１丁目54―６―309
債務者　松本真理子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２６号
東京都豊島区西巣鴨２丁目23―２―104
債務者　中尾　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５０号
東京都江東区東雲１丁目８－５―502
債務者　平山　　曜
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５３号
東京都新宿区百人町４丁目７―10―418
債務者　藤原　安義
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５５号
東京都足立区保木間５丁目39―４―202
債務者　小野　　晋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５６号
住所不定、最後の住民票上の住所東京都練馬区西大泉５丁目23―28　トーキョーベータ保谷１　104
債務者　東　　龍也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８９号
東京都練馬区石神井台４丁目10―８―202
債務者　岩井　瑠奈
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０２号
東京都足立区花畑５丁目15―64―404
債務者　渡邉　悠介
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０６号
東京都荒川区荒川３丁目64―９
債務者　大場　　尚
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０７号
東京都大田区上池台３丁目45―１　エレガⅢ504
債務者　紫垣公美子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８２７号
東京都品川区大井４丁目13―14―604
債務者　伊藤　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３０号
東京都目黒区鷹番３丁目９－１―302
債務者　内山　彩美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６４号
東京都葛飾区鎌倉４―15―13　ベルコート中尾301、住民票上の住所東京都江戸川区北小岩４丁目31―７―201
債務者　酒井　希龍
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部